

人事行政の運営などの状況について公表します。

「守山市人事行政の運営等の公表に関する条例」に基づき、人事行政の運営の状況をお知らせします。

人事課 582-1117

1 職員の採用および退職ならびに職員数の状況

(1) 職員の採用の状況(令和4年4月1日～令和5年4月1日)

	令和4年4月1日 ～令和5年3月31日	令和5年4月1日
一般行政職	15人	14人
保健師職	1人	3人
幼児教育職	5人	4人
医療職	—	—

(注) 1 国、県との人事交流等職員は除きます。
2 再任用職員は含みません。

(2) 職員の退職の状況(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

退職事由	人数
定年退職	5人
応募認定退職	—
普通退職	19人
死亡退職	—
分限免職	—
計	24人

(注) 1 国、県との人事交流等職員は除きます。
2 再任用職員は含みません。

(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年度4月1日現在)

		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和4年	令和5年		
一般行政部門	議会	6人	6人		
	総務企画	123人	122人	△1人	他団体派遣の終了
	税務	22人	22人		
	民生	146人	143人	△3人	欠員不補充
	衛生	48人	46人	△2人	新型コロナウイルス関連事業の縮小
	労働	2人	2人		
	商工	3人	2人	△1人	事務の統合による減員
	農林水産	12人	12人		
	土木	43人	45人	2人	業務量増加に伴う増員
	計	405人	400人	△5人	
	教育	101人	105人	4人	小学校加配講師(任期付)の増員
公営企業等会計	水道	10人	9人	△1人	下水道部門との配置の調整
	下水道	6人	7人	1人	水道部門との配置の調整
	介護保険	12人	13人	1人	介護予防事業の体制強化
	国保	6人	5人	△1人	欠員不補充
	後期高齢	2人	3人	1人	広域行政組合への派遣
	計	36人	37人	1人	
合計		542人 [540人]	542人 [540人]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、定数条例の定数外となる地方公務員の身分を有する休職者、他団体への派遣職員等(45人)を含みます。ただし、再任用職員のうち、短時間勤務の職員は含みません。
2 非常勤職員および臨時的任用職員は除きます。
3 []内は、条例定数の合計です。

(4) 年齢別職員構成の状況(令和5年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	—	36人	52人	61人	74人	90人	63人	54人	47人	34人	29人	2人	542人

(注) 再任用職員(短時間)は含みません。

2 人事評価の状況

評価項目ごとに定める着眼点にもとづき、職務遂行の過程において発揮された職員の能力を客観的に評価する「能力評価」および職員があらかじめ設定した業務目標の達成度の取り組みにより、その業務上の業績を客観的に評価する「業績評価」による人事評価を実施しており、評価結果は人材育成や給与等の人事管理の基礎として活用しています。

3 給与および休暇に関する状況

(1) 人件費の状況（令和4年度普通会計決算）

住民基本台帳人口 (令和4年度末)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考)令和3年 度の人件費率
85,675人	39,963,704千円	697,114千円	5,439,389千円	13.6%	15.3%

(注) 人件費には、給料、諸手当のほか、共済費、災害補償費および特別職の給料、報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況（令和5年度普通会計予算）

職員数 (A)	給 与 費				1人当たり給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
537人	1,888,922千円	589,941千円	785,463千円	3,264,326千円	6,079千円

(注) 1 職員数は、一般職の職員で普通会計に属する職員数です。(再任用職員を含みます。)

2 職員手当には退職手当を含みません。

3 給与費は、当初予算に計上された額です。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年度4月1日現在）

区分	令和4年度	平成29年度
一般行政職	101.3	100.4

(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

2 一般行政職とは、守山市職員の給与に関する条例に基づく行政職給料表の適用を受ける職員数(税務職除く)です。

(4) 職員の平均年齢および平均給料月額状況（令和5年4月1日現在）

区分	守山市		国	
	平均年齢	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額
一般行政職	40.3歳	317,253円	42.4歳	322,487円
技能労務職	—	—	51.2歳	286,942円

(注) 対象者が2名以下の項目は「—」としています。

(5) 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区分	守山市			国	
		初任給	2年後の給料	初任給	
一般行政職	大学卒	190,200円	202,900円	総合職	198,500円
				一般職	185,200円
	高校卒	158,900円	168,700円	154,600円	

(6) 一般行政職の職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和5年4月1日現在）

区分	守山市		国		
	大学卒	高校卒	大学卒	高校卒	
経験年数	7～10年	257,650円	—	253,580円	213,090円
	10～15年	283,786円	—	293,083円	244,630円
	15～20年	327,216円	—	340,379円	283,104円

(注) 対象者が2名以下の項目は「—」としています。

(7) 一般行政職の級別職員数の状況(令和5年4月1日現在)

区分	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級		
代表的な職名	部長 次長	課長	参事	係長	係長 主査 主任	主事	主事 主事補	計	
職員数	27人	41人	24人	41人	129人	30人	31人	323人	
構成比	8.4%	12.7%	7.4%	12.7%	39.9%	9.3%	9.6%	100.0%	
参考	1年前の構成比	8.1%	12.1%	9.0%	8.7%	42.2%	10.3%	9.6%	100.0%
	5年前の構成比	9.4%	11.1%	9.8%	8.5%	36.4%	17.6%	7.2%	100.0%

(8) 職員手当の種類および内容

職員には給料のほかに手当が支給されます。

令和5年4月1日現在における主な手当の制度などは次のとおりです。

		内 容	
毎月決まって支給されるもの	地域手当	給料、扶養手当の合計額に6%を乗じた額を支給	
	扶養手当	扶養親族のある職員に支給 [支給額]	
		配偶者	6,500円
		子	各 10,000円
		父母等	各 6,500円
	子(16歳年度初めから22歳年度末まで)	加算 5,000円	
住居手当	借家・借間に居住する職員に支給 [支給額]		
	借家・借間居住職員(月額16,000円を超える家賃を支払っている職員)	最高 28,000円	
通勤手当	通勤距離が片道2km以上である職員に支給 [支給額]		
	交通機関等利用者	6箇月定期券の価額により一括支給 ただし、1箇月あたり55,000円が支給限度額	
	交通用具使用者	通勤距離に応じた月額(3,900円～32,800円)を毎月支給	
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に支給 [支給額]		
	区分	支給額	
	部長級	84,100円	
	次長級	70,800円	
	課長級	62,300円	
	参事級	49,600円	

勤務した実績に応じて支給されるもの	特殊勤務手当	著しく危険、不快、困難等特殊な勤務に従事する職員に支給（全25種）																
	時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給 [支給額] 勤務1時間あたりの給与額×支給割合×超過勤務時間数 $\text{勤務1時間あたりの給与額} = \text{給料の月額} \times \text{地域手当の支給割合} \times 12 / 1,883.25$ <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>時間外勤務時間数(月)</th> <th>正規の勤務時間が割り振られた日の勤務</th> <th>左記以外の日の勤務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">支給割合</td> <td>60時間前</td> <td>125/100</td> <td>135/100</td> </tr> <tr> <td>60時間超</td> <td>150/100</td> <td>150/100</td> </tr> </tbody> </table> (注) 超過勤務が22時から翌日の5時までの間(深夜)に行われた場合の支給割合は、それぞれの支給割合に25/100を加えた割合			区分	時間外勤務時間数(月)	正規の勤務時間が割り振られた日の勤務	左記以外の日の勤務	支給割合	60時間前	125/100	135/100	60時間超	150/100	150/100			
	区分	時間外勤務時間数(月)	正規の勤務時間が割り振られた日の勤務	左記以外の日の勤務														
支給割合	60時間前	125/100	135/100															
	60時間超	150/100	150/100															
宿日直手当	宿日直勤務を行った職員に支給 [支給額] 勤務の態様に応じ、その勤務1回につき次表の額 <table border="1"> <tr> <td>庁舎の保全、庁内の監視等</td> <td>6,200円</td> </tr> </table>			庁舎の保全、庁内の監視等	6,200円													
庁舎の保全、庁内の監視等	6,200円																	
その他	期末・勤勉手当	民間における賞与等に相当する手当として、6月1日および12月1日に在職する職員に支給 [支給割合] <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>期末手当</th> <th>勤勉手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>1.2月分</td> <td>1.000月分</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.2月分</td> <td>1.000月分</td> </tr> </tbody> </table> [加算措置の状況] 職制上の段階、職務の級等による加算措置 (5%～15%)			区分	期末手当	勤勉手当	6月期	1.2月分	1.000月分	12月期	1.2月分	1.000月分					
	区分	期末手当	勤勉手当															
6月期	1.2月分	1.000月分																
12月期	1.2月分	1.000月分																
退職手当	[支給割合] <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自己都合</th> <th>早期・定年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勤続20年</td> <td>19.6695月</td> <td>24.586875月</td> </tr> <tr> <td>勤続25年</td> <td>28.0395月</td> <td>33.27075月</td> </tr> <tr> <td>勤続35年</td> <td>39.7575月</td> <td>47.709月</td> </tr> <tr> <td>最高限度額</td> <td>47.709月</td> <td>47.709月</td> </tr> </tbody> </table> [加算措置の状況] 定年前早期退職特例措置 (2%～45%)				自己都合	早期・定年	勤続20年	19.6695月	24.586875月	勤続25年	28.0395月	33.27075月	勤続35年	39.7575月	47.709月	最高限度額	47.709月	47.709月
	自己都合	早期・定年																
勤続20年	19.6695月	24.586875月																
勤続25年	28.0395月	33.27075月																
勤続35年	39.7575月	47.709月																
最高限度額	47.709月	47.709月																

(9) 特別職の報酬等の状況 (令和5年4月1日現在)

区分	給料月額等	期末手当	退職手当	
			算定方法	支給時期
給料	市長	877,000円	給料月額×在職月数×0.32 給料月額×在職月数×0.235 給料月額×在職月数×0.19	任期毎
	副市長	747,000円		
	教育長	692,000円		
報酬	議長	492,000円	3.30月分	—
	副議長	422,000円		
	議員	382,000円		

(10) 年次有給休暇の使用状況 (令和4年1月1日～令和4年12月31日)

総付与日数 (A)	総取得日数 (B)	対象職員数 (C)	平均取得日数 (B/C)	取得率 (B/A)
12,807日	3,486日	329人	10.6日	27.2%

(注) 対象職員とは、令和4年1月1日から令和4年12月31日までの全期間を在職した職員（非現業の一般職に属する職員のうち市長部局に勤務する職員とする。）に限り、当該期間の中途に採用された者および退職した者ならびに当該期間中に育児休業、休職の事由がある職員ならびに派遣職員を除きます。

(11) 特別休暇等の状況 (令和5年4月1日現在)

種類	付与日数
病気休暇	必要期間
公民権行使	必要期間
証人等による出頭	必要期間
骨髄提供	必要期間
ボランティア	5日以内
結婚	連続する7日以内
産前	出産日までの8週間以内
産後	出産日の翌日から8週間以内
育児時間	1日2回各30分以内
出産補助	3日以内
育児参加	5日以内
子の看護	5日以内
介護休暇(短期)	5日以内
忌引	1日～10日
父母の追悼の特別行事	1日以内
夏季	5日以内
災害・交通機関事故	必要期間
生理	2日以内
妊婦通勤緩和	1日を通じて1時間を超えない範囲
妊婦健康診査等	必要期間
妊娠障害(つわり)	7日以内
勤続20年・30年	連続する3日以内
学校行事	子1人につき2日以内
出生サポート	5日以内
介護休暇	通算6ヶ月の範囲内
組合休暇	30日以内

(12) 育児休業等の取得状況 (令和4年度)

		育児休業 取得者数	育児短時間 勤務取得者数	部分休業 取得者数	令和4年度中に新 たに育児休業等が 取得可能となった
男性	令和4年度中の取得者数	13人	—	4人	18人
	令和4年度の新規取得者数	11人	—	4人	
	令和3年度以前からの継続取得者数	2人	—	—	
女性	令和4年度中の取得者数	53人	—	15人	17人
	令和4年度の新規取得者数	18人	—	15人	
	令和3年度以前からの継続取得者数	35人	—	—	

4 分限および懲戒処分の状況

(1) 分限処分(職員の意に反する降任・免職)の状況(令和4年度)

勤務実績がよくない場合		心身の故障のため職務遂行に支障がある場合		職に必要な適格性を欠く場合		廃職または過員を生じた場合		計
降任	免職	降任	免職	降任	免職	降任	免職	
—	—	—	—	—	—	—	—	—

(2) 休職処分の状況(令和4年度)

心身の故障のため、長期の休養を要する場合	刑事事件に関し起訴された場合
13人	—

(3) 懲戒処分の状況(令和4年度)

懲戒事由となる行為	免職	停職	減給	戒告
給与・任用関係(給与不正領得、受験採用の際の虚偽行為等)				
一般服務関係(職務命令違反、信用失墜行為等)			1人	
一般非行関係(傷害等刑法違反等)				
収賄等関係(収賄、横領等)				
道路交通法違反				
監督責任				
合計	0	0	1人	0

5 退職管理の状況

退職後に営利企業等に再就職した者は、離職前5年間に在職した執行機関の組織の職員に対し、離職前5年間の契約や処分(再就職先およびその子法人に対するものに限る)に関して、離職後2年間働きかけが禁止されています。なお、離職前5年より前に部長級の職に就いていた者は、その職の職務に属する契約や処分に関しても離職後2年間、また、在職中に再就職先およびその子法人に対して自ら決定した契約・処分に関しては期間の定めなく働きかけが禁止されています(地方公務員法第38条の2第1項、第4項、第5項、第8項)。

6 研修に関する状況

職員研修の実績(令和4年度)

集合研修

	研修の名称	会場受講者数	リモート等受講者数	対象者
研一 修般	採用前研修	19人	—	新規採用職員
	新規採用職員研修	16人	—	新規採用職員
	管理職職員マネジメント向上研修	28人	22人	管理職員
	係長・主査級研修	83人	—	係長・主査級職員
特別 研修	交通安全研修	22人	—	違反・事故を起こした職員
	人権・同和問題研修	63人	15人	全職員
	社会規律・協調性向上研修	16人	—	新規採用職員
	夢、未来、元気塾	29人	—	前年度現任職員研修受講者
	人事評価(評価者)研修	34人	—	評価者
	メンタルヘルス研修	405人	—	全職員
	コンプライアンス研修	11人	—	管理職員

(注) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一部の研修を会場に加えてリモート配信等により実施。

派遣研修

	研修の名称	受講者数	対象者
滋賀県市町村職員研修センター	階層別、特別、指導員養成他	155人	全職員
公益企業等	公益企業参画派遣研修(青年会議所、近江守山ライオンズクラブ、守山ロータリークラブ)	3人	選考
人権・同和問題大会等	教育研究大会、連続講座他	36人	全職員

(注) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一部の研修を中止。

研修・調査研究支援、自己啓発

研修の名称	受講者数
組織課題解決研修(先進地視察等)	16人

7 福利厚生に関する状況

(1) 職員の健康管理に関する事業の実施状況(令和4年度)

職員の健康保持と疾病予防のため労働安全衛生法第66条の規定に基づき、職員の健康診断を定期的に行っています。

区分	受診者数
定期健康診断	629人
胃検診	215人
大腸がん検診	335人
子宮頸がん検診	111人
乳がん検診	261人

(注) 受診者数(乳がん検診除く)は、市町村職員共済組合員である職員の実績です。

(2) 公務災害の状況(令和4年度)

通勤災害	公務災害
2件	1件

(3) 職員互助会の状況

広報もりやま(8/1号)に掲載しています。

8 公平委員会の業務に関する状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況(令和4年度)

該当なし

(2) 不利益処分に関する審査請求の状況(令和4年度)

該当なし